

消費生活用製品安全法に関する質問について

平成29年6月22日 製品安全課

| 項目 | レーザー距離計に関するPSC表示について |
|------|--|
| 【質問】 | レーザー距離計は、PSCマークの対象製品となるか。 |
| 【回答】 | <p>(1) 消費生活用製品安全法は、主として一般消費者の生活の用に供される製品を「消費生活用製品」と定義し、その中でも特定製品として指定された製品は、国が定めた技術基準に適合することを示す表示（PSCマーク）を付した製品でなければ、それを販売又は販売目的で陳列する行為を禁止している。</p> <p>(2) レーザー距離計についても、「主として一般消費者の生活の用に供される製品」であれば、「消費生活用製品」に該当し、同法に基づく特定製品（携帯用レーザー応用装置）として、規制の対象製品となる。</p> <p>(3) 「主として一般消費者の生活の用に供される」とは、事業者が、その事業を行う際に使用する場合以外のすべての場合をいう。したがって、事業用途に使用することを目的に設計・製造された製品であっても、主として一般家庭の使用が見込まれる汎用性がある製品や、一般家庭で使用されることが前提で販売・広報されている製品などは、対象となる。</p> <p>【参考】消費生活用製品安全法特定製品関係の運用及び解釈について（20170410 商局第1号）（抄）</p> <p>1 特定製品</p> <p>(5) 携帯用レーザー応用装置</p> <p>「携帯用レーザー応用装置」とは、レーザー光（可視光線に限る）を拡散させずに外部に照射して文字又は図形を表示することを目的として設計したものであって、携帯用のものをいう。</p> <p>「携帯用」とは、容易に持ち運びできるものをいう。しかし、建物に設置されたコンセント等に電源コードを接続して使用するものや、建物や他の固定された機械・器具等に据え付けて使用するものは、「携帯用」に当たらず規制の対象とはならない。また、その装置が二次電池等の電源を自ら備えている場合のみならず、電源の供給元が容易に持ち運びできるようなものである場合は、規制の対象となる。</p> <p>「可視光線」とは、波長がおおよそ400ナノメートルから700ナノメートルの光線のことをいう。</p> <p>「外部に照射」とは、通常の使用状況において、レーザー光が外部に照射されることをいう。例えば、CDプレイヤーの読み取り装置やレーザープリンターに使用される光源のように、装置の外部にレーザー光が照射されないものにあつては、「外部に照射」に当たらず、規制の対象とはならない。</p> <p>「拡散」とは、日本工業規格C6802（2014）レーザー製品の安全基準4.4に規定する条件を満たし、従来型のランプとして機能することをいう。そのため、従来型ランプの代替製品や、レーザーバックライト方式のプロジェクタは、規制の対象とはならない。</p> <p>なお、日本工業規格C6802（2014）レーザー製品の安全基準4.4に該当し、規制の対象とならない製品にあつては、当該製品の見やすい箇所に、容易に消えない方法で、その旨を表示すること。</p> <p>「文字又は図形を表示すること」には、レーザーポインターのように図形（点を含む）や文字等を表示することや、レーザー光を光源として映像等を表示することも含まれる。したがって、レーザー走査式のプロジェクタ、レーザー光を利用した網膜走査型のディスプレイ等についても、携帯用のものであれば規制の対象となる。</p> |

消費生活用製品安全法に関する質問について

平成30年3月20日 製品安全課

| 項目 | 乗車用ヘルメットに関する P S C 表示について |
|------|---|
| 【質問】 | 公道使用不可として販売される乗車用ヘルメットは、P S C マークの対象外製品となるか。 |
| 【回答】 | <p>(1) 消費生活用製品安全法は、主として一般消費者の生活の用に供される製品を「消費生活用製品」と定義し、その中でも特定製品として指定された製品は、国が定めた技術基準に適合することを示す表示（P S C マーク）を付した製品でなければ、それを販売又は販売目的で陳列する行為を禁止している。</p> <p>(2) 「公道使用不可」として販売される製品は、主に、外観や形状等から見て明らかに乗車用ヘルメットと異なる製品や、乗車用ヘルメットとしての安全性を満たさないが、消費者が乗車用ヘルメットとして誤認するおそれがある製品に表示されることが想定される。</p> <p>(3) 他方、D O T 規格や E C E 規格等の国内外の乗車用ヘルメットに係る規格に適合するにもかかわらず、単に「公道使用不可」として販売する行為は、悪質な表示違反が疑われるだけでなく、他の事業者が同一製品に P S C マークを表示して販売することが当然に想定されるため、公平な市場競争の上でも好ましいことではない。</p> <p>(3) したがって、乗車用ヘルメットについて、「公道使用不可」として販売する事実だけをもって、ただちに P S C マークの対象外製品とはしない。</p> <p>(4) なお、上記の考え方は、「レース競技用」として販売される乗車用ヘルメットも同様である。特定のレース場で走行することを目的として設計された乗車用ヘルメットであること、かつ、主として一般家庭での使用が見込まれない旨について、客観的かつ合理的な根拠をお示しいただくことになる。</p> |
| 【参考】 | 消費生活用製品安全法特定製品関係の運用及び解釈について（20170410 商局第1号）（抄） |
| 1 | 特定製品 |
| (2) | 乗車用ヘルメット |
| | 「乗車用ヘルメット」とは、自動二輪車又は原動機付自転車に乗車する者が衝突等の事故の際に頭部への衝撃を緩和するために着用するヘルメットをいう。 |
| | なお、電気用、荷役用、鉱山用、工事用等の業務で使用することを目的としたヘルメットや玩具、スポーツ用（レース用を含む。）のヘルメット等その外観、形状等からみて明らかに「乗車用ヘルメット」と異なるものは規制の対象とならない。 |
| | 「乗車用」とは、国内外の規格で、消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号。以下「法」という。）関係法令及び本解釈で定める「乗車用ヘルメット」に該当する規格に適合している旨の説明・表示をして販売されているヘルメットを含み、「装飾用」と表示して販売することで法の対象外となるものではない。 |
| | 「国内外の規格」とは、日本工業規格（JIS: Japanese Industrial Standards）、米国運輸省規則（DOT: Department of Transportation）、国際連合欧州経済委員会規則（ECE: Economic Commission for Europe）、SNELL 規格等のうち、「乗車用ヘルメット」に係る規格をいう。 |
| | 「レース用」とは、オートレースのような公営競技又はサーキットを走行するロードレースやモトクロスのようなクロスカントリーレース等の特定のレース場で走行することを目的として設計したヘルメットをいうが、上述の「乗車用」に該当するもの、かつ、一般消費者が購入できるものについては、法の対象とする。 |
| | 一般消費者が法で規制する「乗車用ヘルメット」と誤認するおそれのあるものについては、それを利用する消費者が一見してわかるようにするため、活字の大きさを14ポイント（4.9ミリメートル）以上で「公道使用不可」、「四輪競技用」等の記載を行い、当該ヘルメットの外面の見やすい箇所に容易に脱落又は消えない方法で表示すること。 |

(参考) 国内外の乗車用ヘルメットの規格

日本/JIS (T8133)、米国/DOT (FMVSS-218)・SNELL (M2015)、
 英国/BS (6658:1985)、欧州連合/ECE (R22/05)、豪州/AS・NZS (1698-2006)
 など